

令和6年分所得税の定額減税について

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

このリーフレットでは、定額減税の概要についてご案内いたします。

なお、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](#)では国税庁が提供する定額減税に関する様々な情報を入手・閲覧できますのでこちらをご覧ください。



国税庁ホームページ
定額減税特設サイト

定額減税の概要

定額減税とは

「定額減税」とは、あなたとあなたの扶養親族などの人数により算出される定額減税額を令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、所得税及び個人住民税の負担を軽減する特例措置をいいます。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族（注1、2）	1人につき3万円	1人につき1万円

※ 本人、同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも、居住者（後述）である方に限ります。

定額減税は、控除できる所得税額及び個人住民税所得割額がある方が対象となります。なお、定額減税額がその人の所得税額や個人住民税所得割額を超える場合には、それぞれその税額を限度として控除されます。

また、所得税額や個人住民税所得割額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」をご確認ください。



内閣官房「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」

（注1）同一生計配偶者とは、令和6年12月31日（納税者が年の中途で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色申告者の事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、年間の合計所得金額（後述）が48万円以下の人をいいます。

（注2）扶養親族とは、令和6年12月31日（納税者が年の中途で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする親族（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、年間の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

所得税の定額減税の対象となる方

令和6年分の所得税に係る合計所得金額（注1）が1,805万円以下である居住者（注2）の方が対象です。

※ 給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下（注3）である方です。

（注1）合計所得金額とは、純損失や雑損失などの繰越控除の適用がないものとして計算した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、特別控除前の土地建物等の譲渡所得や株式等譲渡所得などの合計額をいいます。

（注2）居住者とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象とはなりません。

（注3）年齢23歳未満の扶養親族を有する方や、本人が特別障害者に該当する方又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方が「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける場合には、2,015万円以下となります。

[所得税の定額減税の実施方法については裏面をご覧ください](#)→

所得税の定額減税の実施方法

定額減税は、所得の種類などに応じて、原則として次の方法により実施（控除）されます。

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に係る源泉徴収税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。
- 令和6年6月の給与等に係る源泉徴収税額から控除しきれなかった場合は、以後令和6年中に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。
※ 各人の定額減税額は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等に基づき決定します。
令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以後、年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整を行います。

公的年金等受給者に対する実施

- 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。
- 令和6年6月の公的年金等に係る源泉徴収税額から控除しきれなかった場合は、以後令和6年中に支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。

事業所得者・不動産所得者等に対する実施

《確定申告における控除》

- 原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に、所得税の額から定額減税額を控除します。

《予定納税における控除》

- 予定納税の対象となる方については、確定申告での控除を待たずに、令和6年6月以後に通知される令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）^{（注）}から本人分に係る定額減税額に相当する金額が控除されます。

（注） 特別農業所得者（農業所得の金額に係る一定の要件を満たすものとして申告等をしている方）については、第2期分予定納税額（11月）となります。

- 同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により第1期分予定納税額又は（第1期分予定納税額から控除をしなくてもなお控除しきれない部分の金額が）第2期分予定納税額から控除されます。

	減額申請の期限	納期限（振替日）
第1期分予定納税	令和6年7月31日（水）	令和6年9月30日（月）
第2期分予定納税	令和6年11月15日（金）	令和6年12月2日（月）

- 確定申告の際には、予定納税額も踏まえて、最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

チャットボットのご案内（R6.5末現在）

▶ 税務相談チャットボット

所得税などのご質問に「[税務職員ふたば](#)」が回答します。



税務職員ふたば



▶ 国・地方共通相談チャットボット（デジタル庁・総務省）

個人住民税などのご質問に「[Govbot（ガボット）](#)」が回答します。



がぼたん

